

3. 実証事業の成果 - (1) 文化部活動の地域移行に関する実証事業 -

◆ 取組項目別の各自治体の取組事例：学校施設の活用等(活動場所の確保)

福井県鯖江市

運営形態：団体等運営型
地域文化芸術団体等運営型

POINT

徒歩や自転車で通える地域クラブ活動拠点としての中学校施設

基本情報

人口：68,302 人

公立中学校数：3 校

生徒数：2,059 人

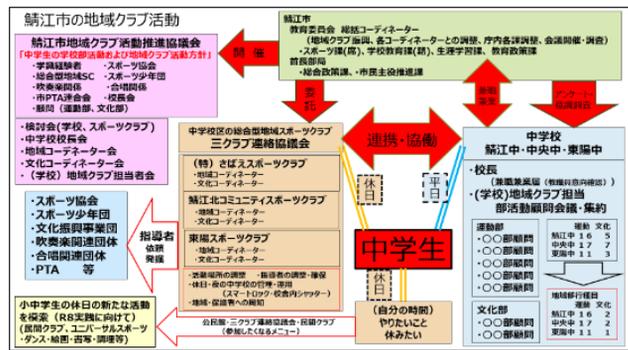
部活動数：5 部活

実証事業に参加した学校数：3 校

実証事業に取り組んだクラブ数：5 クラブ

地域クラブ活動で実施した種目数：2 種目

運営体制



役割分担

◎教育委員会

総合型地域SC、学校開放、公認指導者関連（スポーツ課）、学校部活動、兼職兼業関連、地域クラブ活動ホームページ（学校教育課）、公民館活動（生涯学習課）、学校施設整備、管理（教育政策課）。

◎首長部局

スポーツSDGs（総合政策課）、JK課（市民主役推進課）。

地域移行のこれまでの歩み

令和3年度

- 地域クラブ活動モデル事業（運動部）において、検討会を設置
- 中学校区の総合型地域スポーツクラブに運営を依頼

令和4年度

- 協議会設置/基本方針策定
- 運営団体を総合型地域スポーツクラブに決定。

令和5年度

- ガイドライン策定
- 令和5年度～7年度を学校部活動と地域クラブ活動の併存期間とし地域クラブ活動開始。

令和6年度

- 令和6～7年度を連携・協働時期とし学校と総合クラブが主体となり、ともに地域クラブ活動。
- 令和8年度に休日の地域クラブ活動完全実施

地域文化活動の主な取組例

運営団体等：鯖江市総合型スポーツクラブ連絡協議会、(特)さばえスポーツクラブ、鯖江北コミュニティスポーツクラブ、東陽スポーツクラブ

平均活動回数（月毎）：月4回程度

指導者の属性：総合型地域スポーツクラブ指導者、兼職兼業（教員）、地域の指導者、卒業生や教員退職者の部活動指導員

活動場所：市内中学校 校舎（鯖江中学校、中央中学校、東陽中学校）、公民館等も検討

参加会費：6,000円/年（全クラブ共通）

活動科目：吹奏楽、合唱

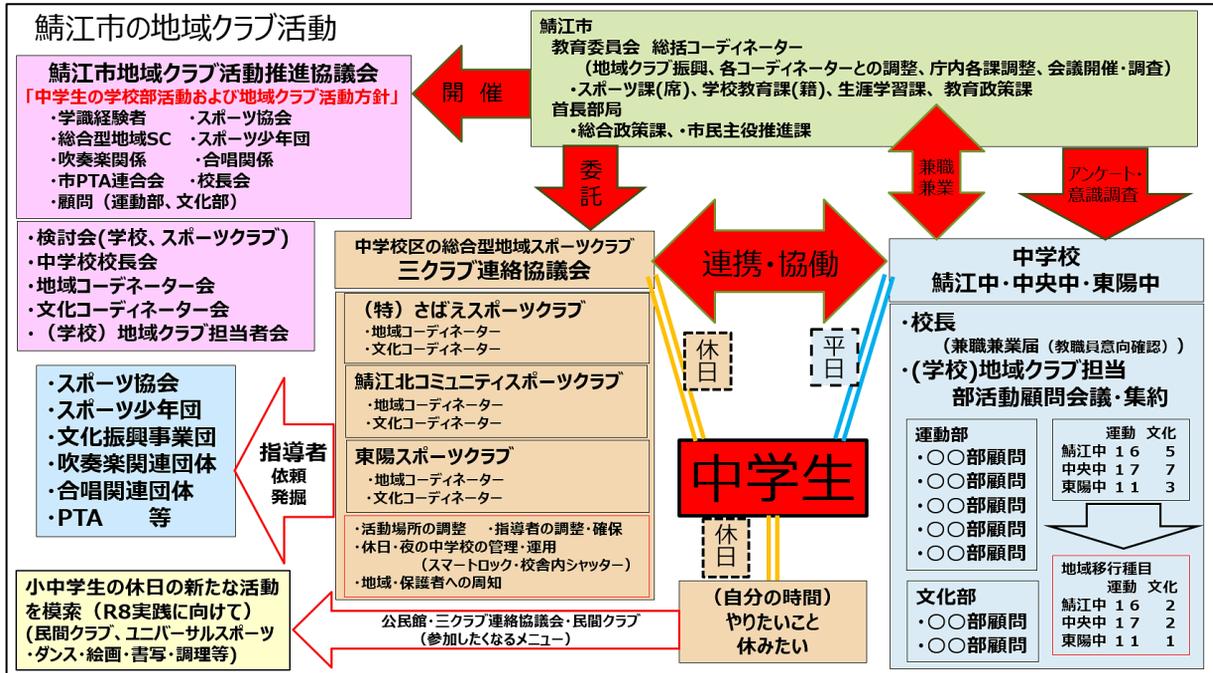
平均参加者数（1回あたり）：20～70人

指導者謝金単価：1,000円(全クラブ共通)

移動手段：徒歩、自転車、保護者による送迎

保険料：（個人）生徒@800円/年、指導者@1,850円/年(全クラブ共通)
（団体）約90,000円(会員・団体理事・職員への対人、財物)

運営体制（拡大図）



3. 実証事業の成果

特徴的な取組

POINT

市内中学校施設に設置したスマートロック、校舎内シャッターを活用し、活動の拠点化を図る

課題

- ・市内中学校は大規模校2校と中規模校1校であり、現状は生徒ニーズに対応できているが、今後の少子化や生徒ニーズの多様化、運営基盤の確立、加えて子供の移動に伴う保護者負担と安全確保（※保護者調査で地域移行に対する不安の上位）への対応が課題。
- ・学校施設の開放・管理・運用は鍵や活動報告書の手渡しで行っており、休日の地域クラブ活動増加に伴う教職員の負担や事務の煩雑化が懸念される。
- ・地域クラブからは、教室利用や用具運搬の軽減、雨天時の避難・更衣場所確保、生徒私物の管理面への不安、将来的な多様な活動に備えたスペース確保への要望が寄せられている。

対応

【運営体制の整備】

- ・各中学校区の総合型地域スポーツクラブは、休日の地域クラブ活動（運動・文化）の運営団体として活動している。文化・スポーツの振興や青少年の健全育成を目的として、定款・規約に基づき、会費（行政支援を含む）による自主運営を行いながら、指導者の派遣・発掘、実施主体との連絡調整、活動場所の確保・調整、地域への周知・広報などを担っている。
- ・各総合型地域スポーツクラブは、地域の実情に応じた柔軟な運営により、小中学生のニーズに対応した活動を提供するとともに、実施主体や指導者による施設調整や会費の管理、保護者の送迎負担の軽減にも寄与している。また、各総合型地域スポーツクラブは、設立当初から各中学校の体育施設を拠点として夜間の管理・運用を行っており、その実績を踏まえ、令和5年度より中学校施設を休日の地域クラブ活動の拠点として正式に位置付けている。

【施設環境の整備】

- ・学校施設の管理と運用の効率化を図るため、令和5年度にスマートロックを導入。令和6年度からは利用時間帯の制限機能やQRコードを活用した活動報告とともに、令和8年度完全実施に向け、一部運用を開始した。
- ・社会教育活動の利用範囲を明確化するため、令和5年度に校舎内へシャッターを設置した。校舎内の利用可能な教室や更衣スペースの範囲については、運営団体と学校が協議・決定し、シャッター設置場所および休日の地域クラブ活動で使用しない教室を確認している。令和6年度はまだ完全実施には至っていないものの、令和8年度の完全実施に向けて、クラブと学校が連携し推進している。

【制度面の整備(鯖江市運動・スポーツ推進計画 推進委員会からの提案)】

- ・学校管理規則では、休日の中学校施設を他団体から借用依頼があった場合、教育委員会において、学校および地域クラブ活動運営団体への事前照会を義務化。この規則改正により、地域クラブ活動の優先的な利用を保障するとともに、学校施設の安全確保と責任の所在を明確にした。
- ・従来、学校開放規則における対象はスポーツ活動で、体育施設のみであったが、今年度より吹奏楽等の文化活動も対象に加え、校舎利用も含むこととする。背景には、文化部活動の地域移行が進む中で、安定した活動場所の確保が求められていたことがある。

成果

- ・利用時間帯だけ開閉可能なスマートロックの設置により利用時間の管理が明確になった。
- ・校舎内シャッター設置により休日の地域クラブ活動が利用できる教室と学校教育活動との動線を適切に整備することができ、学校・地域での地域クラブ活動展開への認識が高まった。
- ・関係者以外の学校侵入等の防犯上の懸念および管理・運用業務が軽減した。

3. 実証事業の成果

今後の方向性・取組

【今後取組むべき課題】

・校舎内に設置されたシャッターにより、地域クラブ活動利用の教室と学校教育活動のみのエリアは区分されているが、使用しない教室の施錠やシャッターの開閉作業は教職員が担っている。特に、休日前の施錠・閉鎖、休日明けの開錠・開放が必要となる。令和8年度の完全実施に向けて、これらの作業手順の明確化と教職員への周知徹底が課題である。

【今後の対応方針】

地域クラブ活動が使いやすい施設（学校、社会体育施設）への推進として以下を実施

- ・地域クラブ活動が利用しやすいよう、中学校や社会体育施設の活用を進める。
- ・学校管理規則・学校開放規則の改正を行い、制度面を整備する。
- ・休日の中学校施設の運用は、総合型地域スポーツクラブが優先して地域クラブ活動を実施できるようにし、地域クラブ活動と学校開放事業の両方を一体的に担ってもらうことで、管理の効率化と活動の安定化を図る。
- ・あわせて、学校開放事業については、地域住民が学校施設を利用できる制度であり、地域クラブ活動をその枠組みに位置づけることで、制度との整合性と柔軟な運用を両立する。

【問合せ先】：学校教育課 スポーツ課 電話番号：0778-53-2260